

## 葛飾区障害者就労支援部会 実績報告

(令和5年12月末現在)

### 1 開催回数

就労支援部会 2回

(分科会) 一般就労分科会 2回、福祉就労分科会 2回

### 2 部会員の構成

区職員12人、区内就労支援施設代表者23人

4頁「葛飾区障害者就労支援部会 部会員名簿」のとおり

### 3 活動実績

#### (1) 就労支援部会

##### 第1回 就労支援部会 (令和5年8月1日開催)

- ・第1回一般就労分科会・福祉就労分科会報告 (障害者就労支援センター)
- ・就労継続支援における支給決定期間満了に伴う支給決定期間更新件数の報告 (保健予防課・障害福祉課援護係)
- ・特別支援学校高等部生徒等の就労継続支援B型サービス利用希望に係る「アセスメント」の実施件数について (障害福祉課援護係)
- ・「かつしか就労支援フェア」の開催について (障害者就労支援センター)
- ・講演会「食品のコンプライアンスセミナー」 (一般社団法人大授 高田かおり 氏)

##### 第2回 就労支援部会 (令和6年1月26日開催予定)

- ・第2回一般就労分科会・福祉就労分科会報告 (障害者就労支援センター)
- ・就労継続支援における支給決定期間満了に伴う支給決定期間更新件数の報告 (保健予防課・障害福祉課援護係)
- ・特別支援学校高等部生徒等の就労継続支援B型サービス利用希望に係る「アセスメント」の実施件数について (障害福祉課援護係)
- ・令和6年度 B型事業所利用者工賃向上推進事業の補助対象事業所の募集 (障害者就労支援センター)
- ・令和6年度区役所実習について (障害者就労支援センター)
- ・講演会「施設で働く方のメンタルヘルス」 (東京都立精神保健福祉センター医師 吉澤 有香 氏)

#### (2) 一般就労分科会

##### 第1回 一般就労分科会 (令和5年6月23日開催)

- ・令和4年度障害者就労支援センター事業報告及び令和5年度障害者就労支援セン

- ター事業計画について (障害者就労支援センター)
- ・最近の障害者雇用情勢について (ハローワーク墨田)
- ・就労移行支援事業所による支援の取り組み (テイクハート金町)

#### 第2回 一般就労分科会 (令和5年10月27日開催)

- ・障害者雇用の取り組み—企業による事例紹介—  
(第一生命チャレンジド株式会社)  
(株式会社エスプールプラス)
- ・かつしか就労支援フェア「働き方講演会」の実施結果報告  
(障害者就労支援センター)
- ・かつしか就労支援フェア「就職面接会」の実施結果報告  
(ハローワーク墨田)

### (3) 福祉就労分科会

#### 第1回 福祉就労分科会 (令和5年7月7日開催)

- ・令和4年度障害者就労支援センター事業報告及び令和5年度障害者就労支援センター事業計画について (障害者就労支援センター)
- ・講演会「非食品のコンプライアンスセミナー」  
(一般社団法人大授 高田かおり 氏)
- ・令和4年度 自主生産品販売促進アドバイザー事業報告 (NPO法人 PIPPO)

#### 第2回 福祉就労分科会 (令和5年11月28日開催)

- ・令和5年度 B型事業所利用者工賃向上推進事業中間報告 (グリーンカフェ)
- ・令和5年度 自主生産品販売促進アドバイザー事業中間報告 (NPO法人 PIPPO)
- ・令和5年度 共同受注ネットワーク事業中間報告 (東京都葛飾福祉工場)
- ・自主生産品販売所協議会新規加入募集  
(自主生産品販売所協議会・葛飾幼児グループ)

## 4 課題

### (1) 一般就労

- ・就労支援 (就職支援及び職場定着支援) 希望者の増加への対応
- ・区内及び近隣地域における障害者雇用の理解と促進

### (2) 福祉的就労

- ・区内の障害者施設 (就労継続支援B型事業所) 利用者のさらなる工賃向上
- ・多様な障害に対応した就労場所や働き方の周知

## 5 今後の取り組み

### (1) 一般就労

- ・様々な就労支援機関（就労移行支援事業所や就労継続支援事業所、ハローワーク、特別支援学校など）との連携強化による就労支援体制の充実
- ・区内や近隣地域で障害者雇用を促進させるための効果的な働きかけの検討と実施
- ・「障害者就労支援フェア」の開催等による一般就労や就労訓練の場の情報提供

### (2) 福祉的就労

- ・障害者施設が工賃向上のために行う自主生産品の新製品開発や販路拡大、業務改善に向けた取り組みへの支援の強化
- ・障害者施設自主生産品販売所「ぷらすちょいす」の出張販売先の拡大支援
- ・共同受注窓口のPR強化による作業受注の拡大
- ・「障害者就労支援フェア」の開催等による福祉的就労や就労訓練の場の情報提供

## 令和5年度 葛飾区障害者就労支援部会 会員名簿

	所属機関等	役職等
1	葛飾区福祉部障害福祉課長	部会長
2	葛飾区健康部保健予防課長	副部会長
3	社会福祉法人アムネかつしか あすなろの家	区内就労支援施設代表者
4	社会福祉法人 かがやけ福祉会 かがやけ第2共同作業所	区内就労支援施設代表者
5	社会福祉法人 章佑会 やすらぎリバーシティ	区内就労支援施設代表者
6	社会福祉法人 手をつなぐ福祉会 しょうぶエバンズ	区内就労支援施設代表者
7	社会福祉法人 東京コロニー 東京都葛飾福祉工場	区内就労支援施設代表者
8	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 高砂福祉館	区内就労支援施設代表者
9	社会福祉法人 原町成年寮 シャイン	区内就労支援施設代表者
10	社会福祉法人 武蔵野会 きね川福祉作業所	区内就労支援施設代表者
11	特定非営利活動法人おおぞら会 就労支援センターファンタジア	区内就労支援施設代表者
12	特定非営利活動法人 めぐみの 就労支援施設すずかぜ・新宿	区内就労支援施設代表者
13	株式会社 オフィス華 レッツ・エンジョイ	区内就労支援施設代表者
14	株式会社おもつな ドンと来い亀有	区内就労支援施設代表者
15	かがやき株式会社 かがやき夢工場	区内就労支援施設代表者
16	株式会社コルポート Cocorport新小岩駅前Office	区内就労支援施設代表者
17	株式会社静文堂 花だよりリアン	区内就労支援施設代表者
18	株式会社ビジネスパートナーズ あさひ	区内就労支援施設代表者
19	フューチャーダイアリー株式会社 叶夢	区内就労支援施設代表者
20	一般社団法人 テイクハート テイクハート青戸	区内就労支援施設代表者

令和5年度 葛飾区障害者就労支援部会 会員名簿

	所属機関等	役職等
21	一般社団法人ライフステップ グリーンカフェ	区内就労支援施設代表者
22	UpDraft合同会社 アップドラフト	区内就労支援施設代表者
23	合同会社 1st-planning ファーストプランニング	区内就労支援施設代表者
24	株式会社むgeno design りmix studio とら	区内就労支援施設代表者
25	NPO法人葛飾幼児グループ	区内就労支援施設代表者
26	葛飾区福祉部障害福祉課 審査係長	
27	葛飾区福祉部障害福祉課 就労支援係長	
28	葛飾区福祉部障害福祉課 相談係長	
29	葛飾区福祉部障害福祉課 援護係長	
30	葛飾区福祉部障害福祉課 援護係主査	
31	葛飾区福祉部西生活課相談係長	
32	葛飾区福祉部東生活課相談係長	
33	葛飾区健康部保健予防課保健予防係長	
34	葛飾区健康部保健センター保健サービス係長 (青戸)	
35	葛飾区健康部保健センター保健サービス係長 (金町)	
	葛飾区健康部保健予防課保健予防係	事務局
	葛飾区健康部保健予防課保健予防係	事務局
	葛飾区福祉部障害福祉課 就労支援係	事務局

## 葛飾区障害者就労支援部会設置要領

平成26年4月6日

26葛福障第27号

福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、葛飾区障害者就労支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第2号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 就労移行支援及び就労継続支援の実施に関すること。
- (2) 個別の事例の就労支援に関すること。
- (3) その他就労支援を実施する上で必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、福祉部障害福祉課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、健康部保健予防課長及び福祉部障害援護担当課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）会長に対し、部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。  
（庶務）

第9条 部会の庶務は、福祉部障害福祉課就労支援係及び健康部保健予防課保健予防係が行う。  
（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要領は、平成26年4月6日から施行する。

（身体・知的障害者就労及び相談支援部会設置要領の廃止）

2 身体・知的障害者就労及び相談支援部会設置要領（平成19年8月3日付19葛福障第363号福祉部長決裁）は、廃止する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

福祉部障害福祉課長	部会長
健康部保健予防課長	副部会長
福祉部障害援護担当課長	副部会長
〃 障害福祉課審査係長	
〃 障害福祉課就労支援係長	
〃 障害福祉課相談係長	
〃 障害福祉課援護係長	
〃 障害福祉課援護係主査	
〃 西生活課相談係長	
〃 東生活課相談係長	
健康部保健予防課保健予防係長	
〃 保健センター保健サービス係長（1名）	
精神科医師（1名）	
区内就労支援施設代表者（各法人から1名）	